

長野市営茶臼山運動場ほか5施設管理運営要領

1 対象施設

名 称	位 置
長野市営茶臼山運動場	長野市篠ノ井岡田2125番地
長野市営茶臼山屋内運動場	長野市篠ノ井布施五明514番地1
長野市営篠ノ井体育館	長野市篠ノ井岡田2059番地1
長野市営茶臼山テニスコート	長野市篠ノ井岡田2052番地4
長野市営アーチェリー場	長野市篠ノ井岡田2112番地
長野市営茶臼山スケートパーク	長野市篠ノ井岡田2060番地2
管理棟	長野市篠ノ井岡田2060番地2

2 開場日及び開場時間

名 称	開場日	開場時間
長野市営茶臼山運動場	1月1日から12月31日まで (12月から3月までは自由使用)	午前8時30分から 午後9時まで
長野市営茶臼山屋内運動場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から 午後9時まで
長野市営篠ノ井体育館	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から 午後9時まで
長野市営茶臼山テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から 午後9時まで
長野市営アーチェリー場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から 午後9時まで
長野市営茶臼山スケートパーク	1月4日から2月まで 10月から12月28日まで	午前8時30分から 午後4時まで
	3月、9月	午前8時30分から 午後5時まで
	4月から8月まで	午前8時30分から 午後6時まで

3 受付方法

<長野市営茶臼山運動場、長野市営茶臼山屋内運動場、長野市営篠ノ井体育館、長野市営茶臼山テニスコート>

- (1) 長野市施設案内予約システム(以下「システム」という)での予約に必要な利用団体(個人)登録申請の受付を行う。
- (2) 受付は毎月システムにより長野市が定める期間に受付を行い、抽選により予約を決定する。予約受付はインターネットによる申込みのほか、窓口に来場された予約希望者においては施設でシステム予約受付代行業務を行う。

- (3) 抽選後はシステムによる先着予約受付を行う。篠ノ井体育館においては、抽選予約終了後、施設に空きがある場合は更に予約ができるものとする。
- (4) 当日利用については、利用者が施設に会場し施設に空きがある場合は利用を許可する。（有料施設においては利用料金を徴収し許可）
- (5) 大会での専用利用を希望する場合は、別紙様式「施設事前使用申請書」を原則3ヶ月前までに提出させ、希望日に空きがある場合、これを許可するものとする。
- (6) 電話による予約受付は一切行わない。ただし、施設利用（予約）状況等の問い合わせには対応する。
- (7) 事務室にて予約を確認後、利用を許可する。（有料施設においては利用料金を徴収し許可）

<長野市営茶臼山スケートパーク>

(1) 個人利用の受付方法

- ア 管理棟にて利用券及び回数券引換券を券売機で購入してもらい利用を許可する。
- イ 初回利用の際、利用登録申請書を提出してもらい、利用カード（有効期限：申請日から年度末まで。更新手続きには「茶臼山スケートパーク利用基準同意書」の提出が必要）を発行する。
- ※ 利用基準の遵守及び一切の事故は自己責任であることを署名のうえ誓約してもらい、免許証などの身分証明書で本人確認を行う。
- ウ 中学生以下が利用する場合は、本人の身分証明書のほかに親権者の同意（署名）が必要となる。
- エ 小学生以下が利用する場合は、茶臼山スケートパーク保護責任者申出書を提出してもらおう。※一人の保護責任者につき小学生以下の方3名まで。（利用カード記載の保護者と利用する場合は不要）
- オ 利用券を購入してもらい、受付にて受付簿に氏名等を記入のうえ、利用券と引き換えに腕章を配布する。利用後、腕章は回収する。
- ※ 不正利用防止のため、受付簿、腕章は番号で管理する。

(2) 専用利用の受付方法

- ア 大会での専用利用を希望する場合は、別紙様式「施設事前使用申請書」を原則3ヶ月前までに提出させ、希望日に空きがある場合、これを許可するものとする。
ただし、南エリアのみ、大会以外での専用利用を可能とする。南エリアの専用利用を希望する場合は、別紙様式「施設事前使用申請書」を原則2週間前までに提出させ、希望日に空きがある場合、これを許可するものとする。
- イ 電話による予約受付は一切行わない。ただし、施設利用（予約）状況等の問い合わせには対応する。
- ウ 管理棟にて予約を確認後、利用券を券売機で購入してもらい利用を許可する。

4 利用料金

①【長野市営茶臼山運動場】

○照明料金

区分	単位	利用料金
茶臼山運動場	1時間	1,460円

利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

○市民以外の者が利用する場合

区分	利用料金		
	午前	午後	夜間
茶臼山運動場	3,250円	3,250円	4,070円

利用する面積が2分の1以内であるときの利用料金は、各区分に従い、当該利用料金のそれぞれ2分の1とする。

②【長野市営茶臼山屋内運動場】

○市民以外の者が利用する場合

施設名	利用料金		
	午前	午後	夜間
茶臼山屋内運動場	3,010円	2,930円	3,660円

利用する面積が2分の1に満たないときの利用料は、各区分に従い、当該利用料のそれぞれ2分の1とする。

③【長野市営篠ノ井体育館】

○市民以外の者が利用する場合

施設名	利用料金		
	午前	午後	夜間
篠ノ井体育館	6,510円	8,250円	11,000円

利用する面積が2分の1以内であるときの利用料金は、各区分に従い、当該利用料金のそれぞれ2分の1とする。

④【長野市営茶臼山テニスコート】

区分		早朝	午前	午後	夜間	昼間
個人利用料	一般	200円	270円	410円	410円	
	高校生及び シルバー	130円	200円	270円	270円	
	小・中学生	60円	130円	130円	130円	
専用利用料	1面につき		2,870円	4,100円		
専用利用料（市民以外の者が利用する場合）	1面につき		6,410円	9,160円		
個人通年利用券（長野市営運動場条例（昭和47年長野市条例第29号）に定める個人通年使用券と共通で使用できるものとする。）	一般	4,000円	6,750円	10,250円	8,200円	13,600円
	高校生及び シルバー	2,600円	4,660円	6,750円	5,400円	9,400円
	小・中学生	1,200円			2,600円	2,600円

⑤【長野市営茶臼山スケートパーク】

区分		使用料	
個人使用料	一般	1回券	200円
		回数券(11回)	2,000円
	小・中学生 及び高校生	1回券	50円
		回数券(11回)	500円
個人使用料 (市民以外の者が個人 人使用する場合)	一般	1回券	300円
		回数券(11回)	3,000円
	小・中学生 及び高校生	1回券	50円
		回数券(11回)	500円
専用使用料	北エリア、東エリア それぞれ1区画1時間につき	1,000円	
	南エリア 1時間につき	500円	
専用使用料(市民以外の者が専用使用 する場合)	北エリア、東エリア それぞれ1区画1時間につき	1,500円	
	南エリア 1時間につき	750円	
<p>滑走エリアは、市長が別に定めるところにより北エリア、南エリア及び東エリアに区画するものとする。</p> <p>北エリア及び東エリアの専用使用は、大会等で使用する場合に限るものとする。</p> <p>市民以外の者が個人使用する場合とは、市外に住所を有する者(市内に通勤し、又は通学している者を除く。以下同じ。)が個人使用する場合をいう。</p> <p>市民以外の者が専用使用する場合とは、市外に住所を有する者が専用使用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体が専用使用する場合(大会等で使用する場合であつて、当該団体の事務所等の所在地が市内にあるときを除く。)をいう。</p> <p>使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。</p>			

つり銭は管理受託者が用意するものとする。

5 利用上の規制事項<各施設共通>

- (1) 施設・備品等をき損しないこと。
- (2) 備品を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 私用物を各施設内に長期にわたり保管しないこと。
- (4) 火気の使用は禁止とする。
- (5) 施設内は禁煙とする。
- (6) 施設内を汚さないこと。
- (7) 使用後は、必ず整理・清掃をして帰ること。
- (8) ゴミは利用者が持ち帰ること。
- (9) 使用器具は元の場所に戻すこと。また、破損あるいは破損の恐れのある場合は、管理事務所に申し出ること。
- (10) 盗難事故等には各自十分注意すること。なお施設内での盗難の責任は一切負わないものとする。
- (11) 施設内での事故については応急処置をするが、その後の責任は負わないものとする。
- (12) 中学生以下の入場は、17時以降は保護者がいなければ出来ないものとする。
- (13) 酒気を帯びた人、伝染性疾患の人等、他人に迷惑のかかる人は入場禁止とする。
- (14) 指定区域以外での動物の引き連れ(盲導犬、聴導犬を除く)は禁止とする。

- (15) 遺失物については、現金・貴重品は速やかに所轄警察署に取得の届けを行い、その他の遺失物については1ヶ月間管理事務所に保管後、届出がない場合は所有権放棄とみなし廃棄処分する。
- (16) 施設により入場者多数の場合は、入場を制限する。
- (17) 新型コロナウイルス等感染症の感染予防を徹底すること。
- (18) 指定管理者が管理する長野市営運動場条例第6条第3項に該当する場合及び管理運営要領に定められた制限事項に違反する者に対しては入場を拒み、また退場を命ずるものとする。

6 運營業務内容<各施設共通>

- (1) 受付業務
入場者の整理、利用券の受け取り、入場規制及び呼び出し、券売機管理、予約受付等受付など。
- (2) 管理業務
施設内整備、及び作業用機械類の適正管理など。(草取り、低木枝うち、除雪含む)
- (3) 監視業務
事故防止、救助及び応急処置など。
- (4) 報告業務
管理日誌、利用状況表、利用料集計簿への記載及び報告など。
- (5) 清掃業務
施設内を常に清潔な状態に保つこと。
- (6) 庶務業務
勤務割り、出勤簿整理、利用料金払込み等庶務一般。
- (7) その他業務
新型コロナウイルス等感染症の予防及び対応に関すること。

7 緊急時の対応

- (1) 火災発生の際は、防火管理者が定めた消防計画により対応すること。
- (2) 施設利用者が受傷した場合は、速やかに長野市に報告すること。
その際、受傷の状況、住所、氏名、連絡先、学校名等の把握に努めること。
- (3) 風水害により施設被害を受けた場合は、速やかに長野市に被害状況を報告すること。
- (4) 災害時において、長野市営茶臼山運動場ほか5施設は市民のための施設であり、市民の安全確保のために緊急的に避難所として使用するため、施設を臨時休館とする場合がある。また、閉館時間中に災害等が発生した際に、緊急に開錠を依頼する場合がある。
- (5) 施設内における犯罪行為については、被害があった場合速やかに所轄警察署へ通報するものとする。

8 災害等発生時の対応業務

- (1) 避難所として指定されている施設
【長野市営篠ノ井体育館】
ア 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。

- イ 開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。
- ウ 閉館時においては、市民の避難所として使用できるよう、施設の開錠を行うこと。
- ※ 当該施設は市の避難所として指定されており、災害等発生時は市民が避難生活を送る場所となりますので、災害等発生時には早急に開錠する必要があります。なお、市が避難所を廃止するまでの間、施設を臨時休館とすることになります。

(2) 避難所として指定されていない施設

【長野市営茶臼山運動場、長野市営茶臼山屋内運動場、長野市営茶臼山テニスコート、長野市営アーチェリー場、長野市営茶臼山スケートパーク、管理棟】

- ア 開場時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。
- イ 開場時・閉場時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。
- ※ 当該施設は市民のための施設であり、災害等発生時は市民の安全確保のために緊急的に避難所として使用するため、施設を臨時休場とする可能性があります。また、閉場時間中に災害等が発生した際に、緊急に開錠を依頼することもあります。

9 駐車場管理について

駐車場で発生した事故、盗難については一切責任を負わない。

< 駐車場概要 >

駐車場	開場時間	収容台数
一般駐車場	午前8時30分から午後9時まで	約90台

10 利用料金の割引（減免）について

指定管理者は、利用者により長野市営運動場利用割引・無料申込書が提出された場合、長野市の承認を経た上で、指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条第7項及び同条例施行規則第7条によるほか、長野市の定める長野市営体育施設使用料の減免に関する内規により利用料金を割引き、又は無料とすることができる。

なお、申込書は、原則として使用日の1月前までに提出するものとする。

また、利用料金については、以下のものが利用する場合、全額免除するものとする。

- (1) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定する精神障害者保健福祉手帳又は同法第32条に規定する通院医療費の公費負担に係る患者票の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- (4) 児童福祉施設（保育所・児童厚生施設を除く。）、身体障害者更正援護施設、精神薄弱者援護施設の児童及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人
- (5) (1)(2)(3)に定める必要と認められる引率者及び介護人は、概ね1人までとする。
- (6) (1)(2)については、それぞれ窓口到手帳を掲示する。

11 利用料金の返還

指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則第8条による。

なお、地震等天災により利用を禁止する場合など、特別な事情がある場合は長野市と協議するものとする。

12 その他

この管理要領に定めのない事項等が発生した場合には、長野市と協議すること。

茶臼山スケートパーク特記事項

1 規制事項

- (1) 未成年（18歳未満）はヘルメットを必ず着用すること。（厳守）
- (2) 成人も、できるだけヘルメットを着用すること。
- (3) 衣服は必ず着用すること。
- (4) 施設内で起きた事故、けが等についての責任は負わないものとする。（万が一のため傷害保険および損害賠償保険への加入を勧める）
- (5) 利用者は受付で交付された腕章を着用するものとする。
- (6) 満4歳未満の子どもの利用は禁止とする。
- (7) 飲食、喫煙については禁止とする。なお、飲食については、パーク全体を貸し切るイベント時はこの限りではない。
- (8) 酒気を帯びた人は、酒量の多少に関わらず入場禁止とする。
- (9) 定員を超えた場合は、入場を制限する。
- (10) 他人の迷惑になる行為や危険な行為は、禁止とする。
- (11) パーク外での走行は禁止とする。
- (12) 規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。
- (13) 係員の指示に従わない場合は退場とする。

2 装備の制限

- (1) 施設を傷める可能性のある部品が装着されている場合は利用できない
- (2) 滑走専用エリアではスケートボード・BMX・インラインスケート以外は使用できない
- (3) BMXはバーエンド、サドルを必ず装着し、ペグ、バーエンド、ペダルはプラスチック製品など金属製以外のものを装着すること

3 指示事項

雨、雪、凍結などの影響により危険があると判断した場合は、施設利用不可とし、インターネット等を通じて情報を発信するものとする。